

令和5年4月13日

一年生保護者の皆様

豊見城市立ゆたか小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

新型コロナウイルスに関する対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、マスクの着用が個人の判断になるなど、新型コロナウイルス感染症に関する対応は、大きな転換期に来ています。

そのような中ではありますが、学校においては、発熱等がある場合の対応は、当面の間これまで同様に行うこととなっております。

つきましては、裏面に新型コロナウイルスに感染した場合等の対応を記載しておりますので、ご確認ください。

記

- 1 新型コロナウイルスに関する基本的な対応は**裏面**をご確認ください。
○本日現在の、豊見城市内学校の感染警戒レベルは「1」です。
- 2 感染拡大を予防するため、児童が体調不良（風邪症状）の場合や濃厚接触者となった場合など、**裏面の【出席停止】に該当する場合は、児童を登校させず、速やかに学校まで連絡下さるようお願い致します。**
- 3 「出席停止」でお休みしても、欠席扱いにはなりません。
- 4 実際には、市教委や保健所等と連携して対応します。状況によって必ずしも裏面の通りとはならない場合があります。

連絡先

県電話相談窓口・・・866-2129
南部保健所・・・889-6591
ゆたか小学校・・・850-6639

裏面をご確認ください。

新型コロナウイルスに関する基本的な対応

(令和4年12月7日改訂版)

[1年生へは、令和5年4月13日に配布]

保存版

1 症状ごとの対応

(1) 感染者（検査で陽性または医師の診断等）

感染した者	市内学校の感染警戒レベル1	市内学校の感染警戒レベル2以上
○児童 ○職員	【出席停止】 有症状者・・・発症日を0日とし7日間、かつ症状軽快後24時間経過後（6日目までに軽快→8日目に登校可。7日目以降に軽快→軽快の翌々日より登校可） 無症状者・・・陽性となった検体採取日を0日とし7日間（8日目に登校可） ※5日目に抗原検査(医療用)による陰性を確認したら、6日目に登校可	
○児童・職員の同居者	児童が濃厚接触者にあたる場合は(2)参照 濃厚接触者の特定までの期間は(3)参照	

(2) 濃厚接触者等

濃厚接触者	市内学校の感染警戒レベル1	市内学校の感染警戒レベル2以上
○児童 ○職員	【出席停止】 最終接触日を0日とし5日間（6日目に登校可） ※2日目と3日目に抗原検査(医療用)による陰性を確認したら、3日目に登校可 陽性の同居者と離れて生活できなかった場合は、陽性者の療養期間が終了した日を0日とし5日間（6日目に登校可） 〔本人が陽性となった場合は(1)参照〕	
○児童・職員の同居者	【登校可能】	【出席停止】 〔同居の濃厚接触者の陰性が判明するまで〕

※ 本人が感染し療養期間終了後1ヶ月以内に濃厚接触者となった場合は登校可。

(3) 感染の可能性がある者・濃厚接触の可能性がある者（特定までの期間）等

該当者	市内学校の感染警戒レベル1	市内学校の感染警戒レベル2以上
○児童 ○職員	【出席停止】 感染の可能性がないとの判断が出るまで→感染、濃厚接触の場合は(1)(2)参照	
○児童・職員の同居者	【登校可能】	【出席停止】 〔同居者の判断がでるまで〕

(4) 風邪症状等（風邪症状の症状例は下記に記載）

症状のある者	市内学校の感染警戒レベル1	市内学校の感染警戒レベル2以上
○児童 ○職員	【出席停止】 新型コロナでないことがわかり、症状がなくなるまで〔コロナ陽性の場合は(1)へ〕	
○同居者	【登校可能】	【出席停止】 〔新型コロナでないことがわかり、同居者の症状がなくなるまで〕

【風邪症状の例】（豊見城市教育委員会ガイドラインより）

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状 但し、鼻炎など基礎疾患（持病）の症状である場合を除く

★上記は基本的な対応であり、実際には保健所等の見解を踏まえて対応します。

★症状がある場合は、県電話相談窓口866-2129へ電話をするか、病院で受診してください。

2 学校で児童に感染が確認された場合の対応

(1) 学校で感染者と接触があった児童について

- ① 感染者との接触があった児童で、無症状の者
○ 必要に応じて（保護者の判断で）、接触者PCR検査を受検する。（無料）
- ② 感染者との接触があった児童で、発熱や風邪症状のある者
○ 病院を受診する。または、県へ抗原検査キット（無料）を申し込む

※ 上記の対応が必要になる可能性がある場合は、その都度該当学級児童へ文書を配布します。また、学校ホームページにも同文書を掲載しています（HP左側メニュー「新型コロナウイルス感染防止関連」のページ→「新型コロナウイルス陽性者の確認について」）。

(2) 学級閉鎖（学年閉鎖）等について

- ① 学級内で複数の新型コロナウイルス感染者や有症状者がおり（目安として5名以上）、感染拡大が想定される場合など、状況によって学級閉鎖等を行う場合があります。
- ② 同学年で複数の学級閉鎖がある場合は、状況により学年閉鎖を行う場合があります。
- ③ 学級閉鎖（学年閉鎖）や出席停止の期間は、オンラインで学習等を行う場合があります。